

浜松市公告第 381 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり見積合わせを行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 3 月 25 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 委託名 令和 6 年度業務自動化ツール運用支援等業務
(課名 デジタル・スマートシティ推進課)
- (2) 委託の場所 浜松市中央区元城町 103-2 ほか
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 見積合わせ担当課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2
浜松市デジタル・スマートシティ推進課
電話：053-457-2454
メールアドレス：dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮しての本件見積合わせに係る特記事項

- (1) 一部の見積合わせ書類についての押印省略
本件見積合わせでは、見積合わせ参加資格確認申請書、見積合わせ参加資格が無いと認められた者の理由説明要求書について、契約印（※）の押印省略を認める。ただし、見積書、委任状及び契約書の契約印の押印省略は認めない。
※本市の入札参加資格審査申請において使用印鑑として届け出した印をいう。

(2) 見積書の提出方法の追加等

本件見積合わせでは、見積書の提出方法を、従来の「①見積執行日時に見積場所へ持参」しての提出に加え、「②見積担当課での事前提出」及び「③郵送等による提出」の 2 つの方法を認める。各提出方法の詳細は、12 項で確認すること。また、その他の提出書類も持参以外の提出方法を認めるので、各項で確認すること。

4 見積合わせ参加資格

本件見積合わせは、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告

示第 390 号)の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借 業
種分類 3026:システム開発・データ入力等業務委託)の認定を受けているものであること。

- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

5 見積合わせ参加資格の確認申請

本件見積合わせの参加希望者は、【業務委託等見積合わせ参加資格確認申請書(一般競争)】を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和 6 年 4 月 2 日(火)午後 5 時まで(提出先に必着)

(持参の場合は、22 項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

見積合わせ担当課(2 項に記載のとおり。)

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 見積合わせ資格確認申請書に、希望する見積合わせ参加資格の確認結果の通知方法(①見積合わせ担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は 6 項に記載のとおり。)を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、見積合わせ参加資格確認申請書を提出する際に、84 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 見積合わせ参加資格確認申請書に、見積書の提出方法の予定(①見積合わせ日時に見積合わせ場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は 12 項に記載のとおり。)を記載すること。なお、見積書の提出方法の予定を変更する場合又は見積書の提出を取りやめる場合は、見積合わせ担当課へ連絡すること。

6 見積合わせ参加資格の確認結果通知

見積合わせ参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 見積合わせ担当課で受け取り

イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、見積合わせ参加資格確認申請書を提出する際に、84 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。)

ウ 電子メール (※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを見積合わせ参加資格確認申請書に記載すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 見積合わせ担当課で受け取りの場合

令和 6 年 4 月 5 日 (金) 午後 1 時から見積合わせ担当課で受け取る。 (22 項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 郵送又は電子メールの場合

令和 6 年 4 月 5 日 (金) に発送又は発信する。

7 見積合わせ参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

見積合わせ参加資格を確認した結果、見積合わせ参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求められることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等 (一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和 6 年 4 月 9 日 (火) 午後 5 時まで (提出先に必着)

(持参の場合は、22 項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

見積合わせ担当課 (2 項に記載のとおり。)

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

8 仕様書等の提供方法

本件見積合わせに係る契約書案、仕様書、業務説明資料等 (以下「仕様書等」という。) は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

ア 見積合わせ担当課で配布 (1 者につき 1 部。無料。)

- イ 見積合わせ担当課で貸し出し（1者につき1部。貸出日の翌日午後5時までに返却。）
- ウ 電子メールで送信（送信希望者は、見積合わせ担当課に依頼すること。）

(2) 提供期間

令和6年3月25日（月）から令和6年4月15日（月）まで
（配布又は貸し出しは、22項に記載する開庁時間内に限る。）

9 見積合わせ公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年4月5日（金）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、22項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

見積合わせ担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月11日（木）から見積合わせ担当課において閲覧に供するとともに見積合わせ参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

10 本件見積合わせに関する説明会

開催しない。

11 見積合わせ執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月16日（火）午後1時30分
- (2) 場所 52会議室
（浜松市中央区元城町103-2 本館5階）

12 見積書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

- ア 見積合わせ執行日時に見積合わせ場所へ持参
- イ 受領期間内に見積合わせ担当課へ持参（以下「事前提出」という。）
- ウ 受領期限までに見積合わせ担当課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

- ア 受領期間 令和6年4月15日（月）午後5時まで
- イ 提出先 見積合わせ担当課（2項に記載のとおり。）

- ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。
- (3) 郵送等による見積書の受領期限及び送付先等
- ア 受領期限 令和6年4月15日（月）午後5時まで（送付先に必着）
いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該見積書は無効とする。
- イ 送付先 見積合わせ担当課（2項に記載のとおり。）
- ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。
- (4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ
見積合わせ参加資格確認申請書に記載した見積書の提出方法の予定を変更する場合又は見積書の提出を取りやめる場合は、見積合わせ担当課へ連絡すること。

13 見積書、見積用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」のとおり。

14 見積合わせ方法等

- (1) 本業務の契約は、総価部分も単価（一式）と見做した複数単価契約（品目が複数ある単価契約）となる。複数単価契約は、地方自治法上、随意契約に分類される契約方法であるが、競争入札の手続きに準じて見積合わせを執行する。見積合わせは、業務自動化ツールの利用1式とシナリオ作成等支援の1セットあたりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。
- (2) 本業務の契約は、複数単価契約であるため、原則として各見積単価が全て予定価格以下である見積者のうち、各見積単価を各予定件数に乗じて得た額の総額（以下「見積総額」という。）が最も低い見積者を落札者とする。ただし、見積単価の一部が予定価格を上回っている見積者の見積総額が、各見積単価が予定価格以下の見積者のうち見積総額が最も低い見積者よりも低く、最低金額となる見積者がある場合は、各見積単価が全て予定価格以下の見積者のうち見積総額が最も低い見積者とこの見積者と比較して見積単価の一部が予定価格を上回っているものの見積総額が低い全ての見積者で、再度、見積合わせを執行する。
- (3) 見積合わせ執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 1回目の見積合わせで落札者がいない場合には2回目の見積合わせを実施するが、事前提出及び郵送等による提出による見積者は、2回目の見積合わせに参加できない。
- (5) 落札となるべき同価格の見積者が2人以上いる場合は、当該見積者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による見積者のクジは、当該見積者の代わりに本件見積合わせ事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (6) 事前提出及び郵送等による見積者に対しては、原則として見積合わせ執行日の午後5時ま

で見積合わせ結果を電話又はその他の方法で連絡する。

- (7) 本件見積合わせは、本件見積合わせ公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、見積合わせ参加者は入札心得を確認の上、見積合わせに参加すること。

15 最低制限価格の設定

無し

16 見積合わせの無効

次の各号の一に該当する見積合わせは、無効とする。

- (1) 本件見積合わせに参加資格する資格を有しない者のした見積合わせ
- (2) 本件見積合わせの見積合わせ参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした見積合わせ
- (3) 本件見積合わせの見積合わせ参加資格があると確認され、その後見積合わせ執行時点までに4項に掲げる参加資格を失った者のした見積合わせ
- (4) 委任状を持参しない代理人のした見積合わせ
- (5) 郵送等により見積書を提出した者のうち、本件見積合わせ公告に定める受領期限を過ぎて見積書が到達した者のした見積合わせ
- (6) 記名押印を欠く見積合わせ
- (7) 金額を訂正した見積合わせ
- (8) 見積合わせ事項若しくは価格を表示しない又は不明確な見積合わせ
- (9) 明らかに連合によると認められる見積合わせ
- (10) 本件見積合わせについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした見積合わせ
- (11) 見積合わせに際して不正の行為があったと認められる見積合わせ
- (12) 見積合わせの適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした見積合わせ

ア 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)
- (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き見積合わせを辞退した場合は、残る1者の見積合わせは無効とはならない。

17 見積合わせ保証金

本件見積合わせは、見積合わせ保証金を免除する。

18 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

19 契約書の作成

要

20 契約に関する特記事項

なし

21 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

22 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）